



合併協議会だより

発行・編集／相模原市・藤野町合併協議会、相模原市・城山町合併協議会
〒229-0036 神奈川県相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階 ☎042-769-8206

合同発行

相模原市と城山町との合併協議が始まる ～ 第1回相模原市・城山町合併協議会を開催 ～

相模原市と城山町で構成する「相模原市・城山町合併協議会」の第1回協議会が、平成18年4月24日（月）午後1時30分から、けやき会館5階大樹の間において開催され、相模原市と城山町による合併に関する協議がスタートしました。

当日は、規約・規程などに関する報告や、合併の方式、合併の期日など32の協議事項について説明や協議が行われました。（協議結果については、下表「第1回協議会協議結果及び今後のスケジュール」をご覧ください）

なお、協議内容等の詳細については、次号（平成18年5月15日発行予定）でお知らせをいたします。



相模原市・城山町合併協議会委員等名簿（平成18年4月24日現在）

区分	氏名	備考
会長	小川勇夫	相模原市長
副会長	八木大二郎	城山町長（協議会会長職務代理）
委員	今井 満	相模原市議会議長
	山岸一雄	相模原市議会合併問題特別委員会委員長
	小林一郎	相模原市議会合併問題特別委員会副委員長
	久保田義則	相模原市議会合併問題特別委員会委員
	三橋 豊	相模原市自治会連合会会長
	吉本一夫	相模原市社会福祉協議会会長
	一戸法子	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら理事
	河本洋次	相模原商工会議所会頭
	鈴木高広	相模原青年会議所理事長
	根岸 清	相模原市農業協同組合専務理事
	矢越孝裕	元相模原・津久井地域合併協議会（任意協議会）まちづくりの将来ビジョン検討委員会委員長
	小嶋省二	津久井町地域協議会会長
	荒井正次	相模湖町地域協議会会長
	栄 裕明	城山町議会議長
	曾根哲男	城山町議会副議長
	井上 清	城山町議会議会運営委員長
	小野志郎	城山町議会合併調査特別委員会委員長
	熊谷達男	城山町自治会連合会会長
	内田昭和	城山町社会福祉協議会会長
	柳川静徳	城山町商工会会長
	齋藤久雄	城山町観光協会会長
	串田茂美	元城山町自治会連合会会長
	窪田雅詞	元城山町PTA連絡協議会副会長
	中里州克	元相模原・津久井地域合併協議会（任意協議会）まちづくりの将来ビジョン検討委員会副委員長
	神藤幸和	津久井青年会議所副理事長
	加藤奉文	津久井郡農業協同組合地区理事
1市1町共通	森 繁之	相模原津久井地域連合事務局長
神奈川県	山口英樹	神奈川県広域行政担当部長
	萩原克彦	神奈川県県北地域県政総合センター所長
アドバイザー	吉田民雄	東海大学政治経済学部教授
	辻 琢也	一橋大学大学院法学研究科教授
	高見沢 実	横浜国立大学大学院工学研究院助教授
監 事	牛山久仁彦	明治大学政治経済学部助教授
	有山正則	城山町代表監査委員
	菊地原一朗	城山町監査委員

相模原市・藤野町合併協議会委員の変更

新たに次の方に委員として就任していただきました。

- 山口 英樹 神奈川県広域行政担当部長
- 萩原 克彦 神奈川県県北地域県政総合センター所長
- 堀江美智子 藤野町社会教育委員

第1回協議会協議結果及び今後のスケジュール

第1回 合併協議会 4月24日(月)

<協議事項> 次の事項について、すべて**決定**されました。

基本 4の 項目	合併の方式	編入合併
	合併の期日	平成19年3月11日
	新市の名称	相模原市
	新市の市役所の場所	現在の相模原市役所

- ・事業計画及び予算
- ・合併協定項目
- ・事務事業一元化の基本方針
- ・議会議員の定数及び任期の取扱い
- ・農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- ・特別職の身分の取扱い
- ・一般職の職員の身分の取扱い
- ・財産の取扱い
- ・条例、規則等の取扱い
- ・事務組織及び機構の取扱い
- ・行政連絡機構の取扱い
- ・慣行の取扱い
- ・公共的団体等の取扱い
- ・町名・字名の取扱い
- ・土地利用の取扱い
- ・上下水道事業の取扱い
- ・地方税の取扱い
- ・国民健康保険事業の取扱い
- ・介護保険事業の取扱い
- ・保健衛生事業の取扱い
- ・使用料、手数料の取扱い
- ・補助金、交付金等の取扱い
- ・一部事務組合等の取扱い
- ・消防団の取扱い
- ・防災事業の取扱い
- ・地域自治区等の設置及び都市内分権
- ・合併市町村基本計画（素案）

<報告事項> 次の事項について、すべて**承認**されました。

- ・規約・諸規程
- ・各種事務事業の取扱い
- ・合併まちづくり計画（案）

第2回 合併協議会 平成18年5月9日

<協議事項>
・合併市町村基本計画

第3回 合併協議会 平成18年5月下旬

<協議事項>
・合併市町村基本計画
<報告事項>
・合併協定書の調印

協議会において、協議事項の協議が調わなかった場合には、継続協議として次回会議に改めて諮ります。

事務事業一元化の基本方針

事務事業一元化の基本方針は、各市町で行われている窓口業務、あるいは福祉、建設、教育などの事務事業について一元化を図るため、基本的な方針を定めたものです。

1 基本原則

- 事務事業の一元化を図るにあたり、次のことを基本原則とします。
- (1) 新市としての一体性をできるだけ早く確保すること。
 - (2) 住民福祉の向上に努めること。
 - (3) 使用料・手数料や地方税などの負担が公平となるよう努めること。
 - (4) 健全な財政運営に努めること。
 - (5) 行政改革を推進する観点から事務事業の見直しに努めること。
 - (6) 地域特性の尊重に努めること。

2 調整方針

基本原則に基づき、相模原市の制度を基準に統一・調整を図るものとします。また各市町の制度のうち、地域特性を有するものや、合併後直ちに統一・実施することで住民生活等に大きな影響があるものについては、経過措置を設定するなど円滑な移行に向けた調整を図るものとします。